

# 令和7年度分 市民税・県民税申告書（分離課税等用）の手引き

小 牧 市

市民税・県民税の申告につきまして、毎年ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

この手引きは、分離課税の所得等がある方について提出していただく「市民税・県民税申告書（分離課税等用）」の書き方を説明したものです。この手引きをご覧いただき、必要事項をご記入のうえ、「市民税・県民税申告書」と一緒に提出ください。

なお、この手引きのことでご不明な点がありましたら、小牧市役所市民税課へお尋ねください。

## 1. 収入金額 / 4. 所得金額

（各所得のカタカナ／丸数字は、分離課税等用申告書の各箇所に対応しています。「1 収入金額」および「4 所得金額」をともに記入してください。）

### 短期譲渡

譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下の土地や建物を譲渡した場合をいいます。

ス / ㉔ 一般分

次の「軽減分」に該当しない所得をいいます。

セ / ㉕ 軽減分

国や地方公共団体等への譲渡などによる所得をいいます。

### 長期譲渡

譲渡した年の1月1日において所有期間が5年を超える土地や建物を譲渡した場合をいいます。

ソ / ㉖ 一般の譲渡

次の「優良住宅地等に係る譲渡」および「居住用財産の譲渡」に該当しない所得をいいます。

タ / ㉗ 優良住宅地等に係る譲渡

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した所得をいいます。

チ / ㉘ 居住用財産の譲渡

自分が居住の用に供している家屋やその敷地を譲渡した所得をいいます。

なお、上記の **短期譲渡** または **長期譲渡** の所得がある方は、区分ごとに必要経費などを、「2 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項」に記入してください。

ツ / ㉙ 一般株式等の譲渡

次の「上場株式等」に該当しない株式等を譲渡等した場合の所得をいいます。

テ / ㉚ 上場株式等の譲渡

上場株式等(特定公社債等を含む。)を、証券会社等を通じて譲渡等した場合の所得をいいます。

※ 「株式等」とは、株式(投資口を含みます。)、投資信託の受益権、公社債などをいいます。

なお、「一般株式等の譲渡」または「上場株式等の譲渡」の所得がある方は、種類ごとに必要経費などを「3 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項」に記入し、所得の種目について該当するものを選んでください。

※ 令和6年度の市民税・県民税から適用される税制改正により、上場株式等の配当所得等や源泉徴収口座における株式等譲渡所得等について、所得税と市民税・県民税で課税方式を一致するよう改正されました。そのため、令和6年度以降は、所得税と市民税・県民税で異なる課税方式を選択することはできません。

また、上場株式等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除についても、令和6年度(令和5年分)以降は、所得税の確定申告において上場株式等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を受ける旨を申告した場合に限り、市民税・県民税において損益通算及び繰越控除ができることとなりました。

□ ト / ③⑥ 先物取引

商品先物取引または金融商品先物取引等をし、かつ、その取引による決済をしたことによる所得をいいます。

なお、必要経費などを「3 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項」に記入し、所得の種目について該当するものを選んでください。

5 特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項

給与所得のうち、通勤費、転居費、研修費等の特定支出がある方は、記入してください。(特定支出控除については、証明書が必要です。)

6 山林所得・退職所得に関する事項

□ 山林所得

山林を伐採したり立木のまま譲渡することによる所得がある方は、記入してください。なお、特別控除額は原則として50万円です。

□ 退職所得(分離課税分を除く)

一時恩給や退職金などの所得のうち、所得税の源泉徴収の対象とならない退職手当等がある方は記入してください。

【問合せ先・提出先】

小牧市役所市民税課

〒485-8650 小牧市堀の内三丁目1番地 本庁舎2階

電話番号(0568)72-2101(代表) 267・268(内線)

(0568)76-1182(直通)